

南九州市告示第37号

南九州市新規卒業者等地元就職奨励金交付要綱を次のように定めた。

令和8年3月10日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市新規卒業者等地元就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、若者の地元定着を促すため、市内の高等学校等を卒業した若者が、市内事業所に就職する場合に、予算の範囲内において南九州市新規卒業者等地元就職奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、南九州市補助金等交付規則(平成19年南九州市規則第42号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規卒業者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)、大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校及び専修学校(この告示において「高等学校等」という。)を卒業した日または退学した日以後1年未満の者
- (2) 地元出身者 市内の高等学校を卒業した者又は義務教育期間に市の住民基本台帳に1年以上登録されていた者
- (3) 市内事業所 市内に事業所を置く、労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている事業所をいう。ただし、次に掲げる者は除く。
 - ア 南九州市暴力団排除条例(平成24年南九州市条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員である者
 - イ 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体
 - ウ 国及び地方公共団体
- (4) 常用雇用者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条に規定する被保険者をいう。ただし、事業主の配偶者及び3親等内の親族は除く。
- (5) 市内在住者 市内事業所に常用雇用者として就職した日(以下「基準日」

という。)以降6月経過するまでの間に、市内に住民票を有する者
(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者は、令和8年4月1日から令和10年6月30日までに市内事業所に就職する者のうち、次に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 新規卒業者
- (2) 地元出身者
- (3) 市内在住者であって、基準日以降、引き続き2年以上市内に居住しようとする者
- (4) 市税等の滞納がない者
- (5) 南九州市保育士等就職支援事業補助金交付要綱(令和4年南九州市告示第61号)による補助金、南九州市介護職員等就職支援事業補助金交付要綱(令和6年南九州市告示第155号)による補助金又はこの奨励金の交付を受けていない者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、20万円とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、基準日から6月経過後3月以内に、新規卒業者等地元就職奨励金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校等の卒業証明書、退学証明書又は卒業証書の写し
- (2) 雇用証明書(第2号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、奨励金の交付の決定及び額の確定(以下「交付決定等」という。)を行い、新規卒業者等地元就職奨励金交付決定兼確定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、奨励金の交付を受けようとするときは、新規卒業者等地元就職奨励金交付請求書(第4号様式)に口座名義人が請求者と同一である通帳の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(奨励金の取消し及び返還)

第8条 市長は、奨励金の申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請又はその他不正行為により奨励金を受給したとき。

(2) 第3条第3号の規定に該当しなくなったとき。

2 返還金の額は、次のとおりとする。ただし、返還金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

該当事由	返還金の額
前項第1号に該当する場合	全額
前項第2号に該当する場合	
基準日から1年未満の間に転出した場合	全額
基準日から1年以上2年未満の間に転出した場合	奨励金の額の1/2の額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、返還を免除することができる。

(1) 就業先が行う転勤、出向又は研修等による転出の場合

(2) その他市長が必要と認める場合

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

南九州市長 様

住所
氏名
電話番号

新規卒業者等地元就職奨励金交付申請書

年度新規卒業者等地元就職奨励金の交付を受けたいので、南九州市新規卒業者等地元就職奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、私は同要綱第3条に規定する交付対象者に該当し、申請内容に虚偽がないことを誓約します。なお、申請内容の審査に当たって、市が私の世帯全員の住民基本台帳を閲覧すること及び市税等の申告納付状況等を調査することに同意します。

記

- 1 交付申請額 金 円
2 就職先情報

就職先	住所	南九州市
	名称	
就職年月日		年 月 日

3 添付書類

- (1) 高等学校等の卒業証明書、退学証明書又は卒業証書の写し
(2) 雇用証明書（第2号様式）
(3) その他市長が必要と認める書類

雇用証明書

雇用者（事業主）

事業所名		
雇用主名 (代表者)		
住所 (主たる事務所の所在地)	南九州市	
社会保険適用の確認	<input type="checkbox"/>	社会保険適用事業所に該当する
事業所整理番号		
事業所番号		
連絡先（担当者名）		

次のとおり雇用していることを証明します。

（被雇用者）

氏名			
住所			
雇用開始日	年 月 日		
就労形態	<input type="checkbox"/>	常用雇用者として就労している	
	証番号	健康保険証番号	
		雇用保険被保険者番号	

第 号
年 月 日

様

南九州市長

新規卒業者等地元就職奨励金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の南九州市新規卒業者等地元就職奨励金については、南九州市新規卒業者等地元就職奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定し、額の確定をしたので通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 金 円
- 2 就職した日 年 月 日
- 3 交付条件

南九州市補助金等交付規則及び南九州市新規卒業者等地元就職奨励金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名

新規卒業者等地元就職奨励金交付請求書

次のとおり奨励金の交付を請求します。

対象奨励金	南九州市新規卒業者等地元就職奨励金			
交付確定額				
交付請求額				
振込先	金融機関名		支店名	
	種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

※ 口座名義人は、請求者と同一とし、通帳の写しを添付してください。